

北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為の対応に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本大学」という。)の研究活動における不正行為を防止するため、本大学において研究に携わる者の行動規範及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動：先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (2) 捏造：存在しないデータ・研究結果等を作成することをいう。
- (3) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (4) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (5) 虚偽申請：事実と異なる内容、肩書及び他人の氏名を用いて応募することをいう。
- (6) 研究費の不正使用：架空の取引により代金を引き出し、実体の伴わない出張旅費や謝金を引き出す等研究費の不適切な使用及び横領等をいう。
- (7) 研究費：研究資金元から得られた研究するための費用をいう。
- (8) 研究資金：研究費を提供する制度及び提供元の資金をいう。

第2章 研究活動の基本精神及び行動規範

(研究活動の基本精神)

第3条 本大学の構成員は、学問の自由の下、自由な発想に基づく学術研究を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類の様々な営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。

- 2 本大学の構成員は、学術研究の遂行に当たり、自己の良心と信念に従い、常に厳正な態度で臨まなければならない。
- 3 本大学の構成員は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。
- 4 本大学の構成員は、学術研究の信頼保持のために研究活動の不正行為に対し、常に真摯な態度で臨まなければならない。
- 5 本大学の構成員は、研究の実施、研究費の使用等に当たり、法令及び関係規則を遵守しなければならない。

(研究活動に係わる行動規範)

第4条 本大学の構成員は、誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

- 2 本大学の構成員は、学術研究によって生み出される知見の正確さ及び正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。
- 3 本大学の構成員は、研究活動の実施に際して、学生に対し、指導的立場に立つ者として、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応えなければならない。
- 4 本大学の構成員は責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
- 5 本大学の構成員は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、待遇に配慮しなければならない。

第3章 研究活動の不正行為

(対象となる研究活動の不正行為)

第5条 この規程において、研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 虚偽申請
- (5) 研究費の不正使用
- (6) 第1号から第5号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
(不正行為に該当しない行為)

第6条 この規程において、次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り(科学的な方法により、得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。)
- (2) 意見の相違
(対象となる研究費)

第7条 この規程において、不正行為の対象となる研究費は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消したあらゆる研究資金の研究費とする。

(対象となる構成員)

第8条 この規程の対象となる構成員は、本大学において、研究に携わる全ての教職員をいい、ポストドクター及び大学院学生等も含むものとする。

第4章 不正行為防止対策委員会

(研究活動の不正行為防止対策委員会の設置)

第9条 学長は、不正行為の防止及び対応策を審議するため研究活動の不正行為防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

(対策委員会の審議事項)

第10条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為を指摘された研究活動に関する事実関係の解明に関する事項
- (2) 不正行為防止対策に関する事項
- (3) 不正行為防止の啓蒙活動に関する事項
- (4) その他学長が必要と認めた事項

(対策委員会)

第11条 対策委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 事務部長
- (4) 学長が指名した法律及び会計関係の専門知識を有する本大学の教員若干名

2 学長は、前条第1号の審議を行う場合は、当該研究分野の専門知識を有する学内外の者を加えることができる。

3 第1項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 対策委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 対策委員会に副委員長を置き、学部長のうちから互選する。

(対策委員会の議事)

第12条 対策委員会委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 対策委員会委員は、自らが関与又は利害関係にある事案の審査には加わることができない。

5 対策委員会委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第5章 通報及びその処理

(通報)

第13条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、口頭又は書面による通報を、第29条に定める受付窓口において行うことができる。

(通報の受理・不受理、通知)

第14条 対策委員会委員長は、第15条に定める要件に従い、前条による通報の受理又は不受理を対策委員会副委員長と協議し、対策委員会に諮った上で、速やかに決定する。

2 対策委員会委員長は、通報の受理又は不受理を決定した場合には、通報をした者(以下「通報者」という。)にその旨を通知する。

(通報の受理・不受理の要件)

第15条 前条第1項に定める通報の受理又は不受理の決定は、次の各号に掲げる要件により決定する。

- (1) 通報は原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的根拠が示されていると判断されるものを受理する。
- (2) 匿名による通報があった場合、その内容が前号と同等のものであると判断されるときは、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 通報された事案について、本大学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該通報を回付する。また、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該通報について通知する。
- (4) 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による通報があった場合に準じて取り扱う。
- (5) 文部科学省等資金配分機関から調査の求めがあった場合は、匿名による通報があった場合に準じて取り扱う。
- (6) 通報の意思を明示しない相談については、対策委員会委員長はその内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該事案の調査を開始することができる。
- (7) 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという通報・相談については、対策委員会委員長はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者(不正行為に関与した者)に警告を行う。

第6章 調査及び認定

(予備調査委員会)

第16条 前条に基づく通報の受理が決定された場合には、対策委員会委員長は、通報内容の合理性、調査可能性等について調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、対策委員会副委員長、被通報者が所属する部局の長及び部局の長が指名する教員若干名をもって組織する。

3 予備調査委員会に委員長を置き、対策委員会副委員長をもって充てる。

4 予備調査委員会は、速やかに予備調査を開始し、通報の受理後30日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠を記載した調査結果を対策委員会委員長に報告する。

(本調査の決定)

第17条 対策委員会委員長は、前条第4項による予備調査結果の報告を受け、本調査を行うか否かを決定する。

(本調査)

第18条 対策委員会は、本調査を行うことが決定された場合には、30日以内に第2項に掲げる本調査を開始する。

2 対策委員会は、本調査開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめる。

(1) 不正行為が行われたか否か。

(2) 不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の度合並びに不正行為と認められた研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割。

(3) 不正行為が行われなかったと認められた場合は、通報が悪意に基づくものであるか否か。

3 対策委員会は、前項第3号の調査を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければなら

ない。

(不正行為に関する認定)

第19条 対策委員会委員長は、前条第2項による調査結果を基に、不正行為に関する認定を行う。

(認定の通知)

第20条 学長は、前条による不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

(1) 通報者及び被通報者(被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)

ただし、被通報者が本大学の教員でない場合には、これらに加え被通報者が所属する機関。

(2) 当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関

2 学長は、通報が悪意に基づくものと認定を行った場合、通報者が所属する機関に通知する。

第7章 不服の申立て及び処分

(不服の申立て)

第21条 不正行為が行われたと認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服の申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、第18条第3項を準用する。)は、不服の申立てをすることができる。ただし、この不服の申立ては第22条に定める不服の申立て期間内であっても、同一理由による不服の申立てを繰り返すことはできない。

2 不服の申立てに係る審査については、別に定める。

(不服の申立て期間)

第22条 不服の申立て期間は、第20条第1項に定める文書の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(研究費の返還・執行停止等)

第23条 学長は、不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究費については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて全額又は一部を返還させる。

2 学長は、不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究費については、不正行為の学術的・社会的影響度、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命ずる。

3 学長は、不正行為が行われたと認定された論文等の取下げを勧告する。

(研究資金への応募資格の停止等の措置)

第24条 学長は、不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

(懲戒)

第25条 学長は、第19条に基づき認定した不正行為が懲戒理由に該当する場合には、学校法人北海学園就業規則により、その手続きを行う。

(調査結果の公表)

第26条 学長は、不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表する。

第8章 守秘義務及び通報者・被通報者の取扱い

(守秘義務)

第27条 対策委員会委員及び予備調査委員会委員(以下「調査関係者」という。)は、調査及び審議により知りうることできた秘密を漏らしてはならない。

(通報者・被通報者等の取扱い)

第28条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 学長は、通報者に対して、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報を行ったことを理由に、不利益処分を行ってはならない。

4 学長は、被通報者に対して、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、研究活動の禁止及び不利益処分を行ってはならない。

第9章 受付窓口

(受付窓口の設置)

第29条 学長は、不正行為に関する通報や情報提供に対応するための受付窓口を設置する。

(1) 受付窓口は、対策委員会副委員長とする。

(2) 対策委員会副委員長は、通報や情報提供があった場合は学長へ通知する。

第10章 雑則

(防止のための取り組み)

第30条 学長は、不正行為の予防のために、教員に対して研究倫理に関する教育や啓発等、研究者倫理の向上のための所要の措置を講ずるものとする。

(事務の処理)

第31条 対策委員会の事務は、事務部において処理する。

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。